

<喜成会デイサービスセンター・デイサービス「有本の家」料金表>

<サービス利用料金（1回あたり）>

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い下さい。（上記サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。）尚、端数処理の関係上、実際の金額と若干（数円程度）異なる場合があります。

☆ 共通的サービス

通常規模型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 5 時間未満の場合

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 3,902 円	要介護2 4,477 円	要介護3 5,063 円	要介護4 5,627 円	要介護5 6,213 円
2. うち、介護保険から給付される金額 上段:9割の給付 下段:8割の給付	3,511 円 3,121 円	4,029 円 3,581 円	4,556 円 4,050 円	5,064 円 4,501 円	5,591 円 4,970 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2) 上段:1割の負担 下段:2割の負担	391 円 781 円	448 円 896 円	507 円 1,013 円	563 円 1,126 円	622 円 1,243 円

(2) 5 時間以上 7 時間未満

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 5,874 円	要介護2 6,942 円	要介護3 8,010 円	要介護4 9,078 円	要介護5 10,146 円
2. うち、介護保険から給付される金額 上段:9割の給付 下段:8割の給付	5,286 円 4,699 円	6,247 円 5,553 円	7,209 円 6,408 円	8,170 円 7,262 円	9,131 円 8,116 円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2) 上段:1割の負担 下段:2割の負担	588 円 1,175 円	695 円 1,389 円	801 円 1,602 円	908 円 1,816 円	1,015 円 2,030 円

(3)7時間以上9時間未満

1. ご契約者の要介護度とサービス利用料金	要介護1 6,737円	要介護2 7,959円	要介護3 9,222円	要介護4 10,485円	要介護5 11,748円
2. うち、介護保険から給付される金額 上段:9割の給付 下段:8割の給付	6,063円 5,389円	7,163円 6,367円	8,299円 7,377円	9,436円 8,388円	10,573円 9,398円
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2) 上段:1割の負担 下段:2割の負担	674円 1,348円	796円 1,592円	923円 1,845円	1,049円 2,097円	1,175円 2,350円

☆加算 減算対象サービス

以下のサービスを利用される場合には、それぞれ料金が上記に加算 減算されます。

1. 加算対象サービスとサービス利用料金	①入浴介助 513円	②個別機能訓練(I) 472円	③提供体制強化加算(I)イ 184円	④同一建物減算 -965円	⑤送迎減算 -482円
2. うち、介護保険から給付される金額 上段:9割の給付 下段:8割の給付	461円 410円	424円 377円	165円 147円	-868円 -772円	-433円 -385円
1. サービス利用に係る自己負担額(1-2) 上段:1割の負担 下段:2割の負担	52円 103円	48円 95円	19円 37円	-97円 -193円	-49円 -97円

《①②③④については1日につき加算 減算》

《⑤については片道に対しての減算》

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

☆処遇改善交付金加算 I

その月の利用点数の5,9%を上乗せした点数を算定させていただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

*以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供にかかる費用

ご契約者に提供する食事の材料費や調理等にかかる費用です。

料金:1回あたり550円

②通常の事業実施区域外への送迎

通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、お住まいと当事業所との間の送迎費用として、下記料金をいただきます。

【送迎費用】

- ◆通常の事業の実施地域を越えた地点から片道25km未満 1,000円
- ◆通常の事業の実施地域を越えた地点から片道25km以上～35km未満 2,000円
- ◆通常の事業の実施地域を越えた地点から片道35km以上の場合は、3kmごとに300円加算する。

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金:材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧でき、複写物を必要とする場合は実費をご負担いただきます。

1枚につき10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2か月前までにご説明します。